

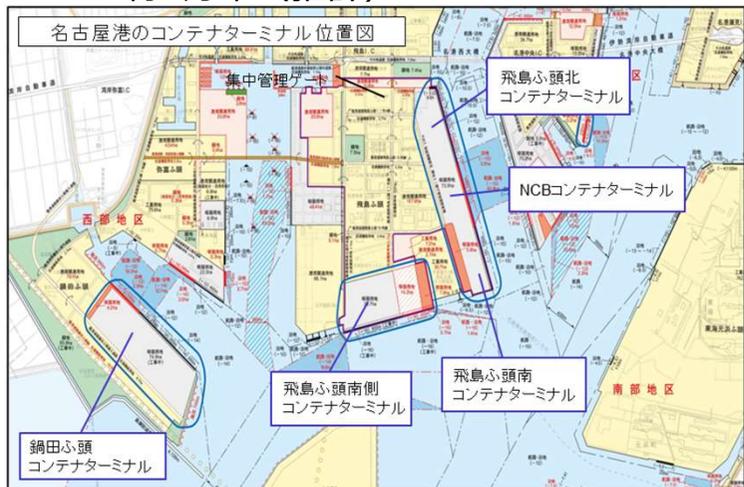
# コンテナターミナルにおける 情報セキュリティ対策等について

令和6年3月6日  
国土交通省 港湾局

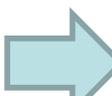
- 令和5年7月、名古屋港コンテナターミナルのシステムがランサムウェアに感染し、約3日間にわたりコンテナの搬入・搬出作業が停止
- 同7月、有識者等からなる「コンテナターミナルにおける情報セキュリティ対策等検討委員会」を設置
- **緊急的対策**として、専門家の知見を踏まえた港湾分野における情報セキュリティ対策を事業者にも周知徹底
- 情報セキュリティ対策等の推進のための**制度的措置**についても同委員会で検討

## システム障害の概要

- 対象：名古屋港統一ターミナルシステム(NUTS)※  
 ※名古屋港の5つのコンテナターミナルにおけるコンテナの積みおろし作業、搬入・搬出等を一元的に管理するシステム
- 原因：不正プログラム（ランサムウェア）への感染
- 影響：令和5年7月4日から7月6日までの3日間において、
  - ・荷役スケジュールに影響が生じた船舶 37隻
  - ・搬入・搬出に影響があったコンテナ 約2万本（推計）



## 有識者委員会における検討等

第1回 令和5年 7月31日	名古屋港の事案の原因及び対応策の分析 システムを運用する名古屋港運協会等からのヒアリング
第2回 9月29日	<b>中間取りまとめ①【緊急的対策】</b> (情報セキュリティ対策、システム障害発生時の対応策) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">  <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月2日、関係事業者にも周知、必要な措置を講じるよう注意喚起</li> <li>・11月～12月、全国4か所（東京、名古屋、大阪、福岡）で説明会を実施</li> </ul> </div>
第3回 11月30日	<b>中間取りまとめ②【制度的措置】</b> (サイバーセキュリティ政策及び経済安全保障政策における港湾の位置付け)
第4回 令和6年 1月24日	<b>取りまとめ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>港湾運送事業法の観点</b>                      一般港湾運送事業者が作成する事業計画にターミナルオペレーションシステムの概要や情報セキュリティの確保に関する事項の記載を求め、<b>国が審査する仕組みを導入</b></li> <li>○ <b>サイバーセキュリティ基本法の観点</b>                      「重要インフラのサイバーセキュリティにかかる行動計画」を改定し、<b>重要インフラ分野に「港湾分野」を位置付ける</b>方向で検討</li> <li>○ <b>経済安全保障の観点</b>                      経済安全保障の観点からも国として積極的な関与を行うため、経済安全保障推進法の趣旨も踏まえ、ターミナルオペレーションシステム（TOS）を使用して役務の提供を行う<b>一般港湾運送事業を経済安全保障推進法の対象事業とすることが必要</b>であると考えられる。</li> </ul>

## 【TOSの情報セキュリティの確保状況を国が審査する仕組みの導入】

港湾運送事業への参入等に際して審査を受ける必要がある **事業計画にTOSの概要や情報セキュリティの確保に関する事項の記載を求める**

⇒事業計画に定める業務を確保することを通じ、情報セキュリティ対策を確保

## 【制度設計に際しての留意点とその対応】

- 事業計画に記載するTOSの概要や情報セキュリティの確保に関する事項として何を求めるのか。  
→ **ネットワーク構成がわかるシステム概要図の提出を求めるとともに、システム面や体制面について特に重要な情報セキュリティ対策の実施を求める**
- TOSの使用者と所有者が異なる場合に情報セキュリティ対策の確保の実効性をどのように担保するのか。  
→ **TOSの使用者と所有者との間において、一般港湾運送事業の適正かつ確実な遂行の確保に必要な措置を講ずるためのTOSの運用及び管理に関する契約を締結していることを証する書類の提出を求める**
- コンテナターミナルの重要性やシステムの依存度が異なる中で、情報セキュリティ対策の設定条件及び情報セキュリティ対策のレベルをどうするのか。  
→ **特にコンテナ取扱貨物量の多い港湾については、そのほかの港湾で求めるセキュリティレベルより高いレベルの対策を求める**

※国の関与については、港湾運送事業者に過度な負担とならないよう、港湾運送事業の継続のために真に必要なものに限定する

## 【スケジュール】

- 令和5年12月18日～令和6年1月18日 パブリックコメントの実施
- 令和6年2月16日 改正港湾運送事業法施行規則の公布
- 令和6年3月31日 改正港湾運送事業法施行規則の施行

## サイバーセキュリティ基本法における重要インフラの位置付け

### 重要インフラの定義

#### 重要社会基盤事業者

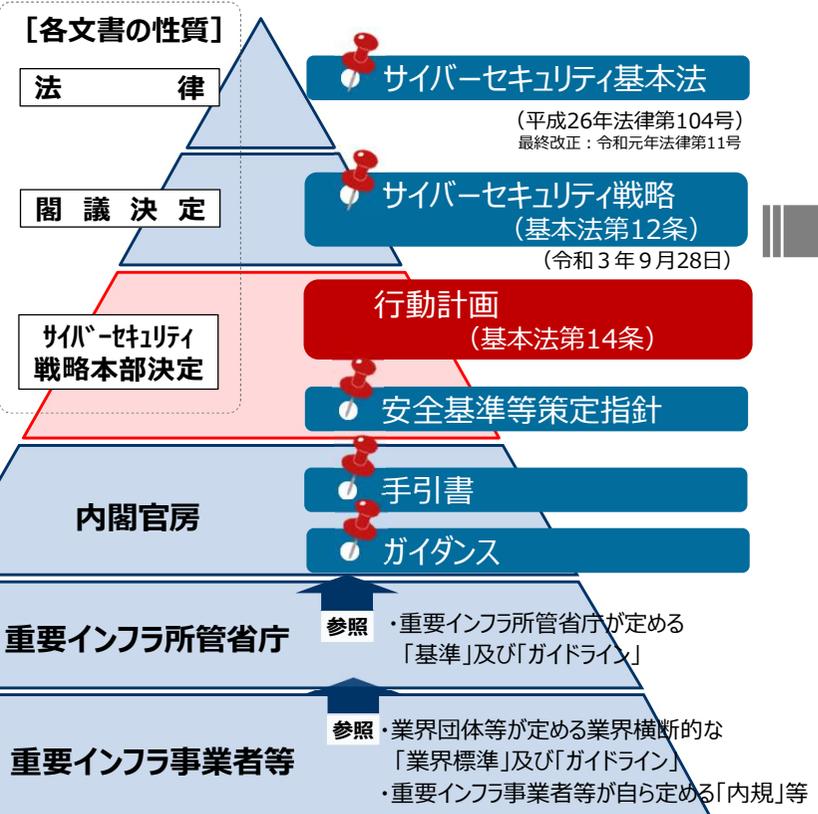
国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者

### 重要インフラの責務

#### (重要社会基盤事業者の責務)

第6条 重要社会基盤事業者は、基本理念にのっとり、そのサービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 重要インフラ防護に関する戦略・指針等



## 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」

✓ **重要インフラ防護に係る基本的な枠組み**を定めた政府と重要インフラ事業者との**官民共通の行動計画**。国、重要インフラ事業者等が取り組むべき事項が規定。

### 主な取り組み

#### 障害対応体制の強化



経営層、CISO、戦略マネジメント層、システム担当等、組織全体での取組となるよう、組織統治の一部としての障害対応体制の強化を推進

#### 安全基準等の整備及び浸透



重要インフラ防護において分野横断的に必要な対策の指針及び各分野の安全基準等の継続的改善の推進

#### 情報共有体制の強化



官民間や分野内外間における情報共有体制の更なる強化

#### リスクマネジメントの活用



自組織の特性を明確化し、適した防護対策が継続的に実施されるようリスクマネジメントを活用

#### 防護基盤の強化



分野横断的演習の推進、国際連携の推進、広報広聴活動の推進等の取組によるサイバーセキュリティ全体の底上げ

# 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

## 趣旨

- 経済安全保障推進法の基幹インフラ制度は、**法律で電気、ガスなど重要な14の分野を定め**たうえで、政令によって規制対象事業を絞り込み（特定社会基盤事業）、そのうち特に重要な事業者\*が、重要な設備\*の導入等をしようとした際、事前に審査をする制度。 ※対象事業者の指定基準・設備は省令で規定
- 港湾関係の事業は法律で定める事業に含んでいなかったが、令和5年7月の名古屋港のサイバー攻撃事案の発生を受け、港湾関係のシステムについて精査を実施したところ、荷役作業を行う港湾運送事業者が利用するコンテナの積卸し作業等を管理するシステム\*に支障が生じた場合、影響が甚大となりうる事が判明したため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に、**一般港湾運送事業を追加する改正**を行い、当該設備（システム）の導入等に際して事前審査を行うことにより、港湾運送の役務の安定提供の確保を図ることとする。 ※ターミナルオペレーションシステム（TOS）という。

## 概要（赤字部分が改正事項）

### 規制対象となり得る事業

（規制対象事業は、法律で列挙した事業の中から政令で定めることとなる。この法律で列挙する事業に一般港湾運送事業を追加する。）

1.電気	2.ガス	3.石油	4.水道	5.鉄道
6.貨物自動車運送	7.外航貨物	<b>8.港湾運送 (追加)</b>	9.航空	10.空港
11.電気通信	12.放送	13.郵便	14.金融	15.クレジットカード



⑩設備導入の契約等  
供給・委託先 (ベンダー等)

一般港湾運送事業における特定重要設備として想定しているもの (主務省令で定める予定)

➤ ターミナルオペレーションシステム (TOS) (※)

(※) コンテナターミナルにおいて、①船舶へのコンテナの積込に関する計画の作成、②コンテナの配置計画の作成、③コンテナの配置の状況の管理を総合的に行う情報処理システム

## 施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

## 検討の背景

- 国際基幹航路が我が国港湾へ寄港することは、我が国に立地する企業の国際物流に係るリードタイムの短縮のみならず、経済安全保障を確保していくためにも重要。
- 新型コロナの影響による世界的な物流混乱を受け、我が国からの輸出において、他国の港湾を経由した場合のリードタイムが大幅に増加。この経験も踏まえ、我が国企業のサプライチェーンの強靱化に資する国際基幹航路の維持・拡大は喫緊の課題。
- 令和5年2月に「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」を設置し、国際海上コンテナ物流を取り巻く情勢変化を踏まえ、今後の政策目標や新たな戦略等を検討。令和6年度から概ね5年間程度で取り組むべき施策の方向性をとりまとめ。

## 政策目標

国際コンテナ戦略港湾において、北米・欧州航路をはじめ、中南米・アフリカ等 **多方面・多頻度の直航サービスを充実**させることで、**我が国のサプライチェーンの強靱化**を図り、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献する。

※直航サービスの充実に向けて、荷主の利便性向上の観点も踏まえ、優先順位やターゲットとする貨物を明確化した上で取り組む

## 今後の取組の方向性

### 基本的な取組方針

- 「集貨」「創貨」「競争力強化」の三本柱の取組を引き続き強力に推進。
- 国際基幹航路の維持・拡大に関する国・港湾管理者・港湾運営会社等と荷主との連携・協力体制を構築。
- 物流の2024年問題、労働力不足、脱炭素、サイバー攻撃への対応等を踏まえ、DX、GXを加速するとともに情報セキュリティ対策を強化。
- 各種データの充実や、データ収集・分析の取組を強化。

### 主な施策

- 集貨
  - 他アジア主要港との競争が可能な北米・中南米地域向けの貨物を中心とした、東南アジア等からの広域集貨に向けた輸送ルートの構築
  - 円滑な積替機能の確保による効率的な集貨に向けた、コンテナターミナルの一体利用の推進
  - 物流の2024年問題を踏まえた、内航フェリー・RORO航路や海上コンテナ専用列車(ブロックトレイン)等の多様な輸送モードの活用
- 創貨
  - 国際トランシップ貨物にも対応した、流通加工・再混載等の複合機能を有する物流施設の立地支援及び物流手続きの円滑化

- 競争力強化
  - 船舶の大型化・積替円滑化等に対応した大水深・大規模コンテナターミナルの形成
  - 国の主導による生産性向上と労働環境改善に資する荷役機械等の技術開発及び実装等によるDXの推進
  - 荷役機械のFC化等のコンテナターミナルの脱炭素化やLNG・次世代燃料バンカリングへの対応等によるGXの推進
  - 国内地方港との更なる連携・海外港湾への運営参画等による港湾運営会社の集貨ネットワークの構築・経営基盤の強化